

## 歴史公文書の個人情報等公開に関する日米比較 平成17年度実務担当者研究会議に参加して

京都府立総合資料館 渡辺 佳子

「公文書館における記録の公開と審査 日本の歴史公文書の公開はどうあるべきか」が、今回の公文書館実務担当者研究会議のテーマであった。それぞれの館は所蔵する公文書の公開にあたって、どこまでを公開し、どこまでを非公開とするかの判断を求められるが、この判断が非常に難しい。これまでに事例報告や意見交換が行われたが、一律的な基準を見出すには至っていない。

そういう状況の中で、国立公文書館はアメリカ国立公文書記録管理局（以下「NARA」という。）の最高法律顧問スターン氏を招聘し、研究会参加者にはその講演を聞く機会が与えられた。NARAは、アメリカ連邦政府のアーカイブズと記録管理を所管し、その名前は日本でも広く知られている。多くの記録を次々に公開し話題を呈しているNARAの活躍は、制限情報の取り扱いで苦慮している日本のアーカイブズに一条の光を与えてくれるかに思えた。しかし、それは甘えであったことに気づかされた。「どこでも苦労しているのだ。」これが私の実感である。

しかし、さすがにアメリカで、日本の状況とは少し異なっている。公開するかどうかの判断の基準は、公開した場合と非公開にした場合のメリットとデメリットの比較考量のバランスであるとする点では、日本と同様であるように思える。ただ、その依って立つ基盤にずいぶんの差がある。主張を通すための手段を持っている。手段とは何か。法治国家であれば、やはり法律である。今回の講

演の中で、NARAの活動の背景にある、連邦記録法（FRA）の存在の大きさがよくわかった。それを背景にして、「記録はそれに課せられた法的な条件も含めてそのまま引き受ける。」と言いつ切ったスターン氏の言葉に、NARAの度量の深さと広さを感じた。

当然、日本とは風土や社会的なシステムも異なるが、アーカイブズを取り扱うことについての考え方は、大いに参考になるものがあつた。

スターン氏の講演の中にたびたび出てきた「バランステスト」ということばが印象に残っている。NARAにおいても、個別の制限情報に対する確定的な年数の基準はなく、様々なデータを検討した上での比較バランスの中での判断ということを知つた。

時の経過によって制限年数を定めることは、実務処理をしていく上で必要であると考えているが、それは、公開するに当たつての一定の目安にすぎず、社会的な理解が得られたと結論付けられるものではない。

この点、米国の場合はどうか。米国の情報自由法はNARAが所管する連邦政府の記録も対象にしている。NARAは「研究等のために一般が利用できるようにすること」という立場から情報公開に係わつて行く。「米国国立公文書記録管理局連邦記録ガイド（Guide to Federal Records in National Archives of United States）」を出版し、連邦政府各機関の記録の概要を記している。たし

かこの中に各機関がその記録に課した公開の制限年数が記載されていたと思う。利用者から公開の請求が出された制限期間内にある情報に対しては、情報自由法（FOIA）による手続きの中で、NARAが関係機関と協議し、「バランステスト」等を行った上で公開・非公開の判断を示す。一度公開されたものは以後も公開される。このNARAの決定で、その記録は公開されるべきものであるという社会的認知が与えられる。場合によっては、司法の判断が示されることもあるが、NARAの決定がそれほどの意味を持つということが、法律によって裏付けられている、というように私は理解した。個人情報最長制限期間が75年であるということも、このシステムの中で生まれたものなのかも知れない。

法規の整備はその組織が機能するための大前提であると思った。

研究会議の後半の参加者によるグループ討議では、「公開審査」に関するさまざまな事項について、討論がなされた。提言のようなものが出せればということが当初期待されたようだが、やはりそれは無理であった。制限情報の取り扱いについて、その基準、制限の上限をどこに置くかということもその討論のテーマとして取り上げられた。

制限情報、制限期間の統一的な基準は、その情報の取り扱いに苦慮している各館にとっては、欲しいものであると思う。これまでも幾度か事例を持ち寄って、統一的なものが見出せないか検討がなされた。しかし、事例の積み重ねは大切であるが、事例を持ち寄っての統一的な基準作りは、各館が有する権限や機能、地域の事情等により、なかなか難しい。具体的年数を明示した統一的な基準に変わるものとして、ツールのようなものは作れないかと思う。各館では、その情報を提供するかどうかについて判断する材料として、多くの時間と労力を費やし、さまざまなデータを集める

と思うが、判断の元になったデータ、結果を導き出した情報を共有のものにすることによって、ある程度の共通的な取り扱いができてくるのではないか。例えば、各館の経験、審議会の答申、判例、先行論文、出版物への掲載等そういう情報を共有することによって、判断は各館の個別事情の中で行われるとしても一定の方向が見えてくるのではないかという気がした。

現場としては、どうしても、早急に答えが欲しくなり、どれが公開で、どれが非公開かという社会的に理解を得られる答えを求めようとするが、その「社会的理解」を築いていこうとするプロセスにおいて、法規の整備も不十分な中で確定的な答えを見出すのは難しい。個人情報と公開することについてのデータや考え方を共有することは、国立公文書館が今回の研究会議で提起していた「公開審査のあり方」にも繋がるものではないかと思うし、「公開審査のあり方」を検討する中から、新たな方向性が見出していけるのではないかと思う。

NARAも現在のシステムを作り上げ、有効に機能させるまでには多くの時間を費やしている。日本はやっとスタートしたばかりであり、これからである。先進各国の経験に学びながら、日本の公文書館制度のシステムを作り上げていく必要を強く感じた。